

厚生労働省、経済産業省 同時発表

平成30年11月6日
自動車局貨物課

トラックドライバーの長時間労働改善等のガイドラインをまとめました ～「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善 に向けたガイドライン」を公表～

トラック事業者と荷主が連携して実施した、トラック運送事業における荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化など長時間労働の抑制を図るためのパイロット事業の成果を取りまとめたガイドラインを公表します。

国土交通省及び厚生労働省では、トラック運送事業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための環境整備を図ることを目的として、平成27年度より、学識経験者、トラック運送事業者、荷主、労働組合等の関係者から構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を中央及び各都道府県に設置しております。

当該協議会において、トラック事業者と荷主とが連携して、荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化など長時間労働の抑制を図るためのパイロット事業を平成28年度から2か年度にわたり実施し、今般、その成果を「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」として取りまとめました。

国土交通省及び厚生労働省では、関係省庁と連携し、今後、ガイドラインの横展開を図り、トラック運送事業における取引環境と長時間労働の改善に向けて取り組んでいきます。

《ガイドラインのポイント》

- 2年間のパイロット事業で得られた長時間労働改善等の知見を具体的な事例を交えて紹介
- 荷主とトラック運送事業者の協力による長時間労働改善等に向けた取組みを紹介

※ガイドラインのイメージは別添のとおりです。全体版は国土交通省ホームページをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001259787.pdf>

【参考】

- 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」
http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000022.html

- パイロット事業について

・平成28年度及び平成29年度パイロット事業(実証実験)の実施集団について
<http://www.mlit.go.jp/common/001256113.pdf>

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局貨物課 山浦、長沢
TEL : 03-5253-8111 (内線 41332) 直通 : 03-5253-8575
FAX : 03-5253-1637